

令和7年度第1回向日市男女共同参画審議会 議事要点録

○ 日 時 令和7年7月14日（月）午前10時から午前11時40分まで

○ 場 所 永守重信市民会館 第2会議室

○ 出席者

（委員）

竹井委員、大束委員、岡田委員、松井委員、松田委員、松野委員、森田委員

（事務局・説明員等）

ふるさと創生推進部長 野田、副部長兼広聴協働課長 松石、係長 松本、
主任 山崎、委託事業者（株式会社グリーンエコ）

○ その他出席者 傍聴者 なし

○ 会議概要

議事内容

第3次向日市男女共同参画プランの改訂について（基礎調査報告）

第3次向日市男女共同参画プランの改訂（基礎調査報告）について
事務局から説明を行った。

【意見の要旨】

ー議事内容についてー

委 員： この報告書は現行プランの記載に合わせたということだが、この報告書の一部が改訂プランに使用されるという認識で良いか。

事 務 局： ご指摘のとおり、構成を現行プランに合わせて作成しているのは、今後プラン全体を作成するにあたり、まずは本報告書をたたき台として皆様からいただいた意見を反映し、そのまま改訂プランに活用できるようにするためである。

委 員： 承知した。1点気になった点として、前回プランでは「本市の現状」の箇所に見出しが付されており、視認性が高く、状況が一目で分かる構成であった。今回の報告書は報告書という性格上、そこまでされていないのかもしれないが、グラフを見ないと内容が伝わらない構成では、市民には分かりづらいので、可能な限り見出しを付していただきたい。

事 務 局： ご意見のとおり、今後反映できるよう努める。

会 長： 第3次プランは10年間の計画であり、今回は中間期間にあたる見直しである。このような報告書が中間報告として出るという理解でよいのか。それとも、これは中間報告書であり、3.5次プランのような新たな計画ではないということか。

事 務 局： 第2次プランの際にも、改訂版として冊子を作成し、市民に広く見てい

ただけるようにしていた。今回も同様に、第3次プランの改訂版として冊子を作成する準備を進めている。

会 長： では、第3次プランからかなり内容が変更されるのか。

事務局： 改訂版であるので、第3次プランの大枠を大きく変更することは想定しておらず、中間年において修正すべき点や、皆様からいただいた意見を反映するにとどめる予定である。

委 員： 私は民生委員を務めているが、報告書67ページ、プランでは89ページの「基本施策20 生活上の困難に直面する男女への支援」に関連して、現行プランには民生委員に関する記述が全くないが、これまでの主な取組内容の中に突然「民生委員」が登場している。さらに、「ひとり親家庭の状況把握が困難」と記載されているが、実際には、個人情報であるので民生委員にはそのような情報は知らされていない。

唯一、ひとり親家庭の児童扶養手当を申請される方が証明を求めてられることがあり、その際に限って家庭の事情を知ることがあるが、それも非常に限られた件数であり、私自身は3年間で2件しか対応していない。にもかかわらず、記載があることで個人情報が民生委員に知られているという誤解を招きかねない。

また、民生委員の主な活動は現在、高齢者対応であり、65歳以上の単身者や高齢夫婦世帯の名簿を基に支援を行っている。75歳以上の方のみを訪問対象とする委員も多く、30人以上の高齢者を1人で担当している委員もいる。このような状況で、新たな業務を担うことは非常に困難である

事務局： ご指摘の箇所については、担当部署から提出された内容をそのまま報告書に記載しているものであり、個人情報の取り扱いや実態については事務局では十分に把握していない。関係部署に確認の上、適切かどうかを判断し、不適切と認められた場合には削除する方向で対応を検討する。

会 長： ただ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、ひとり親家庭が支援対象に含まれることは確かであるので、削除に限らず、記述の在り方自体を再検討すべきではないか。民生委員が実際にどこまで関与できるかという点が明確でない。

委 員： これまでの研修においても、ひとり親家庭への支援に関する内容はほとんど扱われてこなかった。現実的には、行政が就労や保育など、より実効的な支援を行っているはずであり、民生委員が直接関わるのは難しい分野である。特に、現行プランには記述がないにもかかわらず、突然報告書に登場していることには違和感がある。

事務局： この件については、地域福祉課が所管であり、同課から「民生委員を対

象とした勉強会を実施した」、「支援制度を導入した」という報告を受けて記載したものである。しかし、実際には該当する研修を受けていないという指摘もあるため、改めて実態を確認し、次回会議にて記載の可否を判断いただけるよう調整したい。

委員： おそらく所管は子ども家庭課であり、こども家庭センターに名称変更がされている。困難を抱える子育て家庭への支援は、重要なテーマであり、我々団体も後方支援を含めて様々な形で支援に関わっている。

また、保育所の入所にあたっては、ひとり親家庭の方がポイントが高く、入所しやすい仕組みとなっている。対象となるのは乳幼児を育てる若い世代のひとり親が中心であり、こうした家庭に対しては子ども家庭課が主となって支援を行っている。加えて、我々のような団体もその後方支援を担っているのが現状である。

ただ、ひとり親家庭がすべて困難家庭であるとは限らない。例えば、祖父母と円満に暮らしながら子育てをしている家庭もあり、こどもたちが手厚く育てられている例も多く見受けられる。重要なのは、孤立した家庭が支援を必要としているという点であり、「ひとり親＝困難家庭」と一律に捉えることには慎重であるべきである。

現在は、ヤングケアラーも含めた支援制度が構築されており、これは子ども家庭課が所管している。契約書を交わしたうえで個人情報の取扱いにも配慮した支援体制が整っている。

会長： 実態を確認いただいた上で反映させていただきたい。

委員： 現行プランにおける「基本施策20 生活上の困難に直面する男女への支援」では、具体的施策として「85 ひとり親家庭への支援」「86 情報の迅速・円滑な提供」の2点しか挙げられていない。

しかしながら、近年成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、より総合的な支援の必要性が示されており、現行プランに記載された2項目だけでは対応しきれないので、プラン改訂版においては、基本施策20における具体的施策の充実が求められる。

事務局： 令和7年4月より広聴協働課課長として着任し、第3次男女共同参画プランについても精読を行った。プラン冒頭に記載されているとおり、本計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間で、概ね5年後に見直しを行うと明記されている。

ただし書きにおいては、見直すものは「具体的な事業及び目標値」で、社会情勢の変化に応じて対応するとされており、全体方針の変更ではなく、具体的事業および成果指標に焦点をあてて見直すものである。

基本施策20における施策が2項目にとどまっている点はまさにその

見直しの対象であり、困難女性支援法の趣旨を反映した施策を新たに追加する予定である。

また、成果指標に関して補足であるが、現在のプランにおいて設定されている数値目標は、すべて中間年である令和6年度を目標年度としており、最終年度である令和12年度の数値目標は記載されていない。そのため、今後は報告書を基礎資料とし、令和12年度を見据えた目標値と施策内容を盛り込んだ骨子案を事務局にて作成し、次の会議で諮りたいと考えている。

会 長： では、現段階の報告書に記載されている目標達成状況は中間年までのものということであり、今後は令和12年度を目指した目標値の設定が必要という理解で良いか。

委 員： 先ほどの達成目標に関して、基本課題6及び基本課題8について、達成できていない旨が記載されている。しかしながら、現行プランの成果指標の数値を見ると、現行プラン74ページの基本課題6においては、「地域において男女が平等であると感じる市民の割合」が平成26年度時点で28.1%とされている。同86ページの基本課題8に関しても、平成27年度が350人であったが、現状値は228人とされ、年度ごとにばらつきが見られる。

今回の報告書のみを見た場合、目標値が非常に低い水準から設定されているように誤認される可能性がある。したがって、このような年次による数値の変動についても、何らかの形で説明されていることが望ましいのではないか。

事 務 局： 現行プランでは、プラン策定時と令和6年度現在の数値を記載しているため、委員のご指摘のとおり、年ごとの変動によりばらつきが生じる可能性がある。プランの最終年度である令和12年度に向けた新たな目標値の設定を行うにあたって、表の見せ方についても再検討したい。

委 員： 加えて、なぜそのような数値の変動が生じたのかという分析も行っていただきたい。特に基本課題6については、かつては28.1%であった市民の平等意識が、その後減少し、一定の水準で横ばいとなっている。これは、各種事業を実施してきたにもかかわらず、成果が見えていないということにもなる。何らかの要因があるのではないかという点を掘り下げて検討していただきたい。

また、基本課題8に関しても、10年前は人数が多かったものが減少している。単純に人数の多寡ではなく、支援対象とすべき層に的確にアプローチできているかどうかという視点が重要である。もし、人数が減っていたとしても、ターゲットとする層に施策がしっかり届いていれ

ば、それは一定の評価に値する。したがって、そのような視点での検証・表現が必要と考える。

事務局： 現時点で詳細な分析は行っていないが、今後、数値の推移がわかるようにし、必要に応じて分析を行った上で、記載していきたい。

会長： 基本課題6の達成目標は、「あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している」という非常に包括的な内容である。一方で、成果指標として設定されているのは「地域（社会の慣習やしきたり）において男女が平等であると感じるかどうかな」というものである。これは慣習・しきたりといった文化的・情緒的要素を含んでおり、数値での測定には限界がある。特に、男女平等に対して敏感な人ほど、社会の不平等に気づきやすく、逆に否定的な回答をする傾向もあると考えられる。そのため、数値の上昇が意識の改善とは限らない点に留意すべきである。

また、「自治会長の女性比率」のデータについて、向日市は該当する数が「ゼロ」となっているが、これは京都府内でも笠置町と並んで自治会長数が8という非常に少ない数となっており、そもそも自治会という組織自体が減少しているのか、それとも制度上の理由か、説明をお願いしたい。

事務局： まず、基本課題6の成果指標の40%という目標についてであるが、平等の認識には個人差があるため、必ずしも数値が高ければよいというものではない。会長ご指摘のとおり、平等に対する感度の違いが数値に影響を与える可能性がある。

また、自治会長の数についてであるが、向日市では「自治連合会」制度を採用しており、町内会の集合体として8つの自治会が存在する。このため、他市と比較した場合、分母が小さく、女性比率が「0%」と表示されやすい。町内会単位まで集計できれば、女性会長の存在が確認できる可能性もあるため、次回改訂版では可能な限り町内会レベルでの数値を収集し、記載するよう努めたい。

会長： 反映できるようであれば、お願いしたい。

委員： 基本課題6の成果指標の「地域において男女が平等であると感じる市民の割合」についてであるが、他の調査項目とのクロス集計により、その意識変化の実態が見えてくるのではないかな。たとえば、資料5の29ページにある「5年間で男女の対等な関係が進んだと感じますか」という問との関連を見れば、対等だと感じている人が逆に「不平等」と答えるケースなども見えてくる可能性がある。多角的な分析をお願いしたい。

事務局： 前回の令和6年度第3回会議においても、市民意識調査についてクロス

集計等を行うべきとのご意見をいただいていた。今回の策定作業においては、従来行ってこなかった分析手法も取り入れながら、意識の実態をより詳細に把握できるよう努めたい。

会 長： 別の話題であるが、同じく29ページにある「防災会議における女性委員の割合」について、令和元年以降で大きく減少しているように見受けられる。これは会議の定員に変化があったのか、それとも別の理由があるのか。

事務局： 防災会議の定員数自体は恐らく変更されていない。構成員は任意ではなく、基本的に充て職によるものであるため、構成員となる各機関の代表者が男性か女性かによって、委員の性別構成が変動する可能性がある。女性比率が減少したのは、そのような背景によるものと考えられる。

会 長： 近年、災害時の様々な施策で女性の視点が注目されているため、「防災会議における女性委員の割合」について、充て職であっても女性の参画が進むようにしていただきたい。

委 員： 29ページの「防災会議における女性委員の割合」で、向日市は令和元年度に下がっているが、京都府は上がっている。京都府がどういう取組を行い割合が上がったのかということヒアリングしていただければ、向日市でどのような取組が必要なのかが分かるのではないかと思います。また、下の表では、長岡京市が非常に多いので、長岡京市がどういう取組を行ったのかヒアリングしていただければと思う。

委 員： 長岡京市は女性の部長が多い。

会 長： 向日市も女性の管理職が増加しているが、説明をお願いします。

事務局： 先ほど、ご意見をいただいた京都府の動向や長岡京市の状況については、改めて確認の上、必要に応じてお伝えするようにしたい。

委 員： 長岡京市は、女性の管理職の方が多いとのことだが、それが良い結果をもたらしているということなのか。

委 員： その点については明確には分からないが、長岡京市では部長級の女性が非常に多く在職している印象がある。また、防災については市民と一体となって取り組んでおり、特にペット防災やこども・女性を対象とした防災活動が活発であるように感じており、勉強会を市民と一緒に実施している印象である。

そこが防災会議と絡んでいるかどうかは分からないが、長岡京市は女性の視点を入れようという感じの広報はよく見る。広報等を読んでいるだけの印象で、エビデンスがないので分からないが。

事務局： 防災会議は、市職員のみならず、地域の自治連合会等の様々な立場の方々に参画いただいている会議体であるため、単に市の管理職における

女性比率が高いからといって、委員構成に直結しているとは限らない。

ちなみに、向日市でも管理職の女性比率は上昇しており、令和7年度には部長級の半数以上が女性となっている。

会 長： そうすると、この表で（充て職）となっているのは100%充て職ではなく、一般市民の方が入っており、その一部なのか。

様々な委員の女性比率が上がってきていると思うが、全くないというところも引き続きある。農業委員に3名女性が入ったというのも画期的で、以前はいなかった。あと、農業再生協議会について、これも充て職ということかは分からないが、全体の数値を上げていくには、今ゼロのところにも少しでも変化があると良いと思う。

委 員： 資料1の45ページ「仕事について」という部分について、昇進したいと考えている女性が一定数存在する一方で、役職に就くことを望まない、あるいは責任を負うことを敬遠する傾向も見受けられる。

当方の職場でも女性職員が半数を占めており、能力の高さを実感する場面も多い。しかしながら、役を任せようとする断られることが多いのが現状である。育児休暇の取得状況なども依然として偏りがあり、それが女性の昇進・登用を妨げている一因であると考えている。

また、商工会の相談会に出席した際、参加者30名全員が男性であったことに驚いた。総代会においても総代は全員男性であり、指名も事務局が行っているとのことである。

町内会についても、実質的な活動を担っているのが女性であっても、会長名義は夫の名前になっていることが多い。過去に「会議に出席するのは奥様なので、名前を女性にして良いか」と確認した経験もあり、形式と実態に乖離があると感じている。

あと、役員の決め方について、毎年務めている人が代わっていくところと、去年務めた人は来年もこれで良いという決め方のところが大半だと思うので、そこはなかなか変わらないだろうと思う。

会 長： 商工会の総代がすべて男性とのことだが、女性の参加はまったくないのか。

委 員： お見込みの通りである。立候補制ではなく、1人だけ辞退されるときに、事務局が声をかけるため、操作できると思うが、この間、名簿を見たら全員男性であり、違和感があった。

会 長： 女性のメンバーもいるのか。

委 員： 現在は女性の経営者が増加しているので、少しずつ会議に女性の方が見受けられる。残念ながら女性会という会議があるが、それ以外、全部男性がほとんどであったと思う。

- 会長： このプランの推進状況について、資料４を全部目を通したときに、回答が同じ課があり、やる気ないという印象を受ける。
- 委員： 組織の中に女性部がある時点で、違う。
- 委員： 長岡京市の中で役員を務めたことがあるが。長岡京市は斬新であるものは早く、新しいものだとか、市民のもの、女性等の切り口のことを割と早く立ち上げ、かなり以前からあると思っている。
- 委員： 市民と行政と一緒に実施することが多く、市民防災も「チーム防災ＯＴＯＫＵＮＩ」という名前で実施している。
- 会長： 歴史や人口規模など、様々な差があると思うが、向日市は向日市なりにできることを実施していくしかないと思う。
- 委員： 以前に静岡にいたが、ＰＴＡの会長は男性しか駄目で、母代といのがあった。
- 会長： 現在もあるのか。
- 委員： 現在は分からない。ただ、こちらに来たときは、ＰＴＡ会長は女性なのだった。
- 委員： 先ほどのことに関連してだが、５４ページの「固定的な性別分担意識を持たない市民の割合」は、男性が７０％に達してないが、とても増加している。全体の意識は変わっているが、結局組織で意思決定をする人の考えが古いため、そういう組織の役割分担が変わっていかないわけで、そこを何とかする必要がある。トップにやる気があれば幾らでも変えられたため、その意思決定を取る人間の考え方を変えるというのが第一かと思った。
- 会長： そういうこともこの中間見直しで盛り込んでいただけると、これからどのように変えていくかという指針になるのではないかと思う。
- 委員： 先ほどの自治会長の意見であるが、実質的には女性が担っているものの、形式的には男性が表に立つという傾向があることについて、京都府内の状況を見ると、資料１の３２ページに記載のとおり、女性の自治会長に占める割合には市町村によって大きな差がある。女性が自治会長を担っている自治体もあれば、まったく女性が担っていない自治体も存在している。

こうした現象が、地域における平等感とどのように関係しているのかについて、同様の調査データが京都府や総務省等のホームページに公開されている可能性があるため、調査いただければと思う。女性の自治会長が多い地域と、全くいない地域を比較し、地域住民の平等感にどのような違いがあるのかを検証していただけると、「形式上は男性、実際は女性が担っている」といった現象の背景が、より明確に可視化されるので

はないかと考える。

また、女性の自治会長の割合が高い自治体では、何が起きているのか、つまり、地域のしきたりや固定観念をどのように乗り越えて、女性がリーダーとして立ち上がったのかという点についても、可能であればヒアリング等を通して把握いただきたい。例えば、宇治市や大山崎町など、向日市の近隣自治体の取組が参考になるかもしれない。

そういった事例を踏まえた上で、本市として今後どのような方向性でジェンダー平等の推進を図っていくべきかについての検討材料にしていたいただければと考える。

事務局： 調査し、報告させていただく。

会長： 本市の場合、数字の立て方が違い、町内会の実数ではなくて連合会ということなので、町内会レベルの数字が出るかどうかは分からない。

委員： もう少し踏み込んで言うと、現在の連合会においては、毎年同じ方が継続して会長職を担っているため、固定的にその方が会長を続けるというパターンが多いと感じている。他の地域では、5年に1度程度、あるいはそれ以上の間隔で持ち回りがあるようであるが、それでも毎年異なる方が順番や選挙等で役職に就いている例も見られる。しかしながら、連合会においては、例えば地域の農家の方などが5年、10年と長期間にわたり継続して会長を務めておられることが多く、結果として交代が進みにくく、役職が固定化しやすい傾向がある。

委員： 現在、自治会の書記を務めているが、以前の自治会長は女性であった。その方に、次の会長は誰にするのか尋ねたところ、「男性にやっていただいたほうが良い」とおっしゃった。その理由までは伺えなかったが、ぜひ今後聞いておきたいと思っている。現在は、その方の意向により男性が会長を務めている。

しかし、実際、様々な実務を担っているのは、ほぼ女性である。私自身が、それを研究しているにもかかわらず、そういう状況になっているので、この状況は一体どういったことなんだろうと観察しながら思っているが、多くの自治会、町内会でそのような状況にあるかということは言えると思うので、それをどのように変えていけるのかというのが課題になるということ。

あと、以前から女性のリーダーの養成を実施していると思うが、それが女性が自治会や町内会という、ダイレクトに結びついて活躍できるという状況ができれば、女性の自治会長が出てくるのではないかとこのことを言っていた。ただ、しきたりが非常に強いということであれば、少し違った形の改善の方法を考えていかなければいけないと思う。

先ほどのところで言うと、啓発という形で実施されていると思うが、それ以外にこういった方法があるのか考える必要があり、そういったことを次期の改訂版のプランに盛り込めたらと思う。

事務局： 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合は、女性は8割を超え、男性もほぼ目標値を達成しているので、市民の皆様の固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるかと思うが、一方で、先ほど意見があった商工会や自治会など、既存の従来からある組織の中に入ってしまうと、固定的な性別役割分担意識が解消されてないというのが、向日市に限らず全般的な日本社会における現状なのかなと感じたので、ご意見を次のプランに反映できたらと思っている。

会長： 市民のアンケートでも、抽象的な記載方法なので、具体的な事例に落とし込めば、例えば町内会、誰が会長を務めているなどの例があると、そこもジェンダー問題だと分かりやすい。

このアンケートだけだと、地域の社会の中のしきたりとか言われてもぴんときないところを、例えば今後何となく説明の文章の中に具体例として入れるなど、そういう方法もあるのではないかと思う。

委員： あまり普段考えないようなことをここで問題提起してもらっているので、確かに自治会の会長、町内会の会長も務めさせていただいたこともあるが、夫の名前で本当に配ったりだとか、一緒に活動しているのもある。長岡京市の友達が、こどもが中学時代にPTAの会長を夫が務められていたが、挨拶の文章は妻が書いたりだとか、そういうのもあり、前には出てないが協力して行うのだと思っていた。

随分、男女平等の意識が女性のほうは高まり、男性もかなり目標値に近づいてるということで、表に見えないところでも協力体制となってきたという感じが、本日の話を聞いて分かった。

会長： 意見も出尽くすということはないと思うが、今のところ、主立ったご意見を聞いたようであるので、この議題の審議を終了として、本基礎調査報告書を基に骨子案を事務局で作成していただくということで良いか。

（「異議なし」の声あり。）

会長： それでは、次回の審議会までに事務局に骨子案を作成していただきたい。

それでは、次の議題のその他に移る。

事務局から、連絡事項について、説明をお願いする。

事務局： 次回の審議会の開催について、時期は９月または１０月頃を予定している。内容については、第３次向日市男女共同参画プラン改訂版の骨子案及び素案までを提出させていただき、ご審議いただくように予定しているので、後日、審議会委員の皆様には、日程等の調整について連絡させていただきます。

また、本日の会議録の公開についてであるが、会議録概要を作成し、委員の皆様を確認いただいた後、市ホームページ・情報公開コーナーにて公開するので、よろしくお願いします。

会長： それでは、他に意見がなければ、本日の審議会を閉会したい。
本日は、長時間にわたり審議いただき、感謝申し上げます。